

27 代表取締役の選定方法

〈代表取締役の選定方法〉

- ①各自代表
- ②定款
- ③定款の定めに基づく取締役の互選
- ④株主総会の決議
- ⑤取締役会の決議（取締役会設置会社の場合）

会社法349条（株式会社の代表）

- I 取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。
- II 前項本文の取締役が2人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。
- III 株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

会社法362条（取締役会の権限等）

- III 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

〈選定方法を変更した場合の登記〉

1. 各自代表の会社において、新たに選定方法が定められた場合（又は取締役会設置会社となった場合）
(つまり、「①」から「②～⑤」への変更の場合)
⇒新たに代表取締役に選定されなかった者について、代表取締役の「退任」の登記を申請する。
2. これまでの選定方法が廃止された場合（又は取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が定められなかった場合）
(つまり、「②～⑤」から「①」への変更の場合)
⇒これまで代表権を有しなかった取締役について、「代表権付与」の登記を申請する。
3. 選定方法の変更があった場合（又は取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が定められた場合、これまで選定方法を定めていた会社が取締役会設置会社となった場合）
(つまり、「②～⑤」の間での変更の場合)
⇒変更前後で同一人が代表取締役である場合、登記申請不要。
⇒変更前後で別人が代表取締役である場合、従前の選定方法で定められた代表取締役について「退任」の登記を申請し、新たな選定方法で定められた代表取締役について「就任」の登記を申請する。

〈代表取締役の選定方法を変更した場合の処理〉

〈問題①…各自代表の会社において、新たに代表取締役の選定方法が定められた場合〉

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	令和1年6月28日重任 令和1年7月1日登記
	取締役 B	令和1年6月28日重任 令和1年7月1日登記
	取締役 C	令和1年6月28日重任 令和1年7月1日登記
	東京都千代田区さくら町3番地 代表取締役 A	令和1年6月28日重任 令和1年7月1日登記
	東京都千代田区さくら町3番地 代表取締役 B	令和1年6月28日重任 令和1年7月1日登記
	東京都千代田区さくら町3番地 代表取締役 C	令和1年6月28日重任 令和1年7月1日登記

（登記記録に取締役会設置会社である旨はない。）

以上の登記記録のある会社について、令和2年6月1日開催の臨時株主総会において互選規定（「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定）が創設され、新たな代表取締役としてAが互選され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

〈解答〉

⇒①令和2年6月1日代表取締役B退任

②令和2年6月1日代表取締役C退任

※〈選定方法を変更した場合の登記〉の「1」参照

〈問題②…互選規定のある会社において、互選規定が廃止された場合〉

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	令和1年6月28日重任 令和1年7月1日登記
	取締役 B	令和1年6月28日就任 令和1年7月1日登記
	取締役 C	令和1年6月28日就任 令和1年7月1日登記
	東京都千代田区さくら町3番地 代表取締役 A	令和1年6月28日重任 令和1年7月1日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。代表取締役Aは取締役の互選により就任している。)

以上の登記記録のある会社について、令和2年6月1日開催の臨時株主総会において互選規定（「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定）が廃止され、新たな代表取締役は選定されなかった。

この場合、必要となる登記申請は？

〈解答〉

⇒①令和2年6月1日Bの代表権付与

②令和2年6月1日Cの代表権付与

※〈選定方法を変更した場合の登記〉の「2」参照

〈問題③…互選規定のある会社において、選定方法が変更された場合1〉

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	令和1年6月28日重任 ----- 令和1年7月1日登記
	取締役 B	令和1年6月28日就任 ----- 令和1年7月1日登記
	取締役 C	令和1年6月28日就任 ----- 令和1年7月1日登記
	東京都千代田区さくら町3番地 代表取締役 A	令和1年6月28日重任 ----- 令和1年7月1日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。代表取締役Aは取締役の互選により就任している。)

以上の登記記録のある会社について、令和2年6月1日開催の臨時株主総会において互選規定（「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定）が廃止され、当該株主総会で新たに代表取締役Aが選定され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

〈解答〉

⇒登記申請不要

※ 〈選定方法を変更した場合の登記〉の「3」参照

〈問題④…互選規定のある会社において、選定方法が変更された場合2〉

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	令和1年6月28日重任 令和1年7月1日登記
	取締役 B	令和1年6月28日就任 令和1年7月1日登記
	取締役 C	令和1年6月28日就任 令和1年7月1日登記
	東京都千代田区さくら町3番地 代表取締役 A	令和1年6月28日重任 令和1年7月1日登記

(登記記録に取締役会設置会社である旨はない。代表取締役Aは取締役の互選により就任している。)

以上の登記記録のある会社について、令和2年6月1日開催の臨時株主総会において互選規定（「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定）が廃止され、当該株主総会で新たに代表取締役Bが選定され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

〈解答〉

- ⇒①令和2年6月1日代表取締役Aの退任
 - ②令和2年6月1日代表取締役Bの就任
- * 〈選定方法を変更した場合の登記〉の「3」参照

〈問題⑤…取締役会設置会社の定めを廃止し、新たな選定方法が設定された場合〉

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 A	令和1年6月28日重任 令和1年7月1日登記
	取締役 B	令和1年6月28日就任 令和1年7月1日登記
	取締役 C	令和1年6月28日就任 令和1年7月1日登記
	東京都千代田区さくら町3番地 代表取締役 A	令和1年6月28日重任 令和1年7月1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	

(監査役については考慮しないものとする。)

以上の登記記録のある会社について、令和2年6月1日開催の臨時株主総会において、取締役会設置会社の定めが廃止され、互選規定（「当会社の代表取締役は、取締役の互選により定める」旨の定款規定）が創設され、新たな代表取締役としてAが互選され、就任した。

この場合、必要となる登記申請は？

〈解答〉

⇒①取締役会設置会社の定めの廃止

※〈選定方法を変更した場合の登記〉の「3」参照

〈代表取締役としての就任承諾の要否〉

1. 定款又は株主総会の決議によって定められた場合（又は各自代表の場合）
⇒取締役の地位と代表取締役の地位は一体

従って、取締役として就任承諾すれば、別途代表取締役としての就任承諾を要しない。

また、辞任の意思表示によって代表取締役の地位のみを辞任することはできない（定款の変更又は株主総会の承認決議を要する。）。

2. 定款の定めに基づく互選又は取締役会の決議によって定められた場合
⇒取締役の地位と代表取締役の地位は分離

従って、取締役として就任承諾のほかに、別途代表取締役としての就任承諾が必要。

また、辞任の意思表示によって代表取締役の地位のみを辞任することができる。